

廃 第 1 5 2 3 号

令和 2 年 1 月 14 日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部廃棄物指導課長

(公印省略)

無害化処理認定施設等の処理対象となるポリ塩化ビフェニル
廃棄物の拡大に係る関係法令等の改正について（通知）

本県の廃棄物行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚く
お礼申し上げます。

さて、このことについて、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長及び
同ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長から、別添のとおり通知がありまし
た。

については、改正内容につきまして貴下会員等への周知をお願いします。
なお、改正の概要については、別紙を御参照ください。

問合せ先

千葉県環境生活部

廃棄物指導課指導企画班

電 話：043-223-2757

F A X：043-221-5789

無害化処理認定施設等の処理対象となるポリ塩化ビフェニル廃棄物の 拡大に係る関係法令等の改正等の概要

1 PCB廃棄物処理基本計画

- PCB濃度が5,000mg/kgを超える100,000mg/kg以下の可燃性の汚染物等について、処理体制の構築に向けた焼却実証試験の結果を踏まえ、無害化処理認定制度の対象となった。これにより、処分期間は令和9年3月末までとなる。
- PCB廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込みを最新の状況に更新し、加えて、新たに発生したPCB濃度が5,000mg/kgを超える100,000mg/kg以下の可燃性の汚染物等の量が追加された。
- PCB含有塗膜について、各省庁、地方公共団体及び民間事業者の保有・管理する施設を対象に実施している調査により、継続的な実態把握に努めるとともに、把握されたPCB含有塗膜は、関係法令に基づき、その濃度に応じた適正な処理を行うものとされた。

2 廃棄物処理法施行規則の一部改正等

- PCB濃度が5,000mg/kgを超える100,000mg/kg以下の可燃性の汚染物等の処理の基準が、燃焼ガスが1,100°C以上で2秒以上滞留することなどとされた。

3 PCB特別措置法施行規則等の一部改正

- 可燃性のPCB汚染物等（汚泥、紙くず、木くず又は纖維くず及び廃プラスチック類等）について、高濃度PCB廃棄物（使用製品）の基準となる数値が、1kgにつき100,000mg超となった。
- なお、無害化処理認定施設等でPCB濃度が5,000mg/kgを超える100,000mg/kg以下の可燃性の汚染物等を処理しようとする場合は、認定申請等の手続きが必要となる。

4 保管事業者及び所有事業者における対応

- PCB濃度が5,000mg/kgを超える100,000mg/kg以下の可燃性の汚染物等は、処理施設の認定等がなされた後、無害化処理認定施設等において処理が行われることとなる。
- 当該汚染物等をJESCOに登録済である場合は、これらが無害化処理認定施設等で処理可能であることを保管事業者において確認後、JESCOにおいて登録を解除し、無害化処理認定事業者等と処分委託契約を締結することとなる。

環循規発第 1912201 号
環循施発第 1912201 号
令和元年 12 月 20 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省 環境再生・資源循環局

廃棄物規制課長

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長

無害化処理認定施設等の処理対象となるポリ塩化ビフェニル廃棄物の拡大に係る

関係法令等の改正について（通知）

ポリ塩化ビフェニル（P C B）廃棄物の適正かつ確実な処分に関しては、かねてより御尽力いただいているところ、感謝申し上げる。

環境大臣の無害化処理認定施設等の処理対象となるポリ塩化ビフェニル廃棄物の拡大については、下記のとおり、本年 12 月 20 日に関係法令を改正するとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（平成 28 年 7 月 26 日閣議決定）を変更したので、引き続き、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の期限内の適正な処理の推進について、特段の御尽力、御協力を頂くようお願いする。

本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 趣旨

高濃度 P C B 廃棄物のうち塗膜、感圧複写紙、汚泥等の汚染物（P C B 濃度が 5,000mg/kg を超えるもの）については、これまで、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「J E S C O」という。）の北海道 P C B 処理事業所及び北九州 P C B 処理事業所のプラズマ溶融分解により処理が行われてきた。

また、P C B 濃度が 5,000mg/kg 以下の汚染物については、過去の実証試験の結果を受けて、平成 25 年以降、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づき環境大臣の認定した事業者（以下「無害化処理認定事業者」という。）等により、これまで安全かつ円滑に処理が行われてきており、焼却処理の実績が蓄積されてきている。

一方、現在、実施されている P C B 含有塗膜の調査が進捗することにより、今後、処理対象の塗膜の量が増加する可能性があること、また、近年、P C B を使用した感圧複写紙や汚泥の存在が新たに発覚した事例があることが課題になっている。こうした P C B 汚染物には P C B 濃度が 5,000mg/kg から 100,000mg/kg 程度のものも含まれることから、これらの処理体制の構築に向け、実証試験を実施しその結果を踏まえ、無害化処理認定事業者において処理を行うこととした。

このため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）を変更し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」（昭和 46 年厚生省令第 35 号）、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則」（平成 13 年環境省令第 23 号。以下「P C B 特別措置法施行規則」という。）、「無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物」（平成 18 年 7 月環境省告示第 98 号）及び「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則第四条第二項及び第七条第二項の規定に基づき環境大臣が定める方法」（平成 28 年 7 月環境省告示第 75 号）の一部を改正するとともに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の二第五項第一号イ及びロ並びに第十二条の七第五項第一号に規定する環境大臣が定める産業廃棄物」（令和元年 12 月環境省告示第 35 号）を定めた。

なお、変更後の基本計画の閣議決定並びに改正後の関係法令の公布及び施行（以下「制度改正」という。）を受け、処理対象となる P C B 廃棄物の範囲を拡大した新たな無害化処理認定制度の下で、事業者から認定に係る申請を受け付け、手続を行うこととしている。また、都道府県知事又は政令市の長の許可を受けて設置された P C B 廃棄物の処理に係る産業廃棄物処理施設（以下「許可施設」という。）について、制度改正を受けて処理する P C B 廃棄物の範囲を拡大する場合は、変更の許可を受けることになる。

第二 基本計画の変更

1 無害化処理認定制度の対象となる P C B 廃棄物の追加（はじめに）

橋梁等の塗膜、感圧複写紙、汚泥をはじめとする可燃性の汚染物等について、P C B 濃度が 5,000mg/kg を超え 100,000mg/kg 程度のものが存在しており、今後もさらに増加していく可能性があることから、これらの汚染物等の処理体制の構築に向けた焼却実証試験を行い、当該試験結果を踏まえ、これらを無害化処理認定制度の対象に追加した。これにより、P C B 濃度が 5,000mg/kg を超え 100,000mg/kg 以下の可燃性の汚染物等については低濃度 P C B 廃棄物となり、処分期間は令和 9 年 3 月 31 日までとなる。

2 P C B 廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み（第 2 章第 1 節）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。以下「P C B 特別措置法」という。）の規定に基づき、保管事業者により届出された P C B 廃棄物の種類別の保管量及び所有事業者により届出された P C B 使用製品の種類別の所有量（いずれも平成 30 年 3 月 31 日時点）並びに電気事業法に基づき電気工作物の設置者により届出された P C B 使用電気工作物の種類別の所有量（平成 31

年3月31日時点)を掲載するとともに、大型変圧器等、大型コンデンサー等、安定器、小型コンデンサー及び感圧複写紙、ウエス、汚泥及び塗膜等(その他汚染物等)について、平成30年度までの高濃度P C B廃棄物の処分量、平成30年度末時点の高濃度P C B廃棄物の保管量及び高濃度P C B使用製品の所有量並びに令和元年度以降の発生量及び処分量の見込みを掲載した。

また、塗膜、感圧複写紙、汚泥をはじめとする可燃性の汚染物等については、平成30年11月より、各省庁、地方公共団体及び民間事業者においてP C B含有塗膜に係る調査が行われていることや、個別の保管事業者から感圧複写紙や汚泥等の存在が新たに発覚した事案もみられることなど、P C B特別措置法に基づく届出(平成30年3月31日時点)に反映されていないものも存在することから、別途、以下のとおり掲載した。

種類	P C B濃度が5,000mg/kgから100,000mg/kgまでのポリ塩化ビフェニル廃棄物	P C B濃度が5,000mg/kg以下のポリ塩化ビフェニル廃棄物	P C B濃度不明
塗膜※1	60トン	731トン	40トン
感圧複写紙※2	-	-	573トン
汚泥※2	354トン	1,209トン	-

※1 高濃度ポリ塩化ビフェニル含有塗膜の調査に基づく平成31年3月末時点の量

※2 令和元年7月時点で判明している量

3 P C B含有塗膜の継続的な調査(第3章第2節)

P C Bは、その優れた耐食性、耐水性等により、一部の塗料に使用されており、当該塗料が塗装された道路橋等の鋼構造物の塗膜からP C Bが検出されている。これらのP C B含有塗膜の大部分は低濃度P C B廃棄物となると考えられるところ、平成30年11月よりP C Bを含有した塗料が使用された施設を対象に実施しているP C B含有塗膜に係る調査を継続的に実施し、実態把握に努めることとした。

また、調査により把握されたP C B含有塗膜については、周辺環境の保全や作業者の安全確保にも配慮して適切に剥離作業を実施し、P C B特別措置法、廃棄物処理法をはじめとする関係法令に基づき、その濃度に応じ適正に処理するものとする旨明確化した。

なお、今般の変更を踏まえ、調査の枠組を再構築の上、改めてお示しすることとしているが、平成30年11月より実施されている調査については引き続き実施の上、把握された情報の整理に努めていただきたい。

4 その他

国は、北九州事業の変圧器、コンデンサー等における調査、保管事業者及び所有事業者への指導及び助言並びに行政処分の先行的取組事例についても情報提供を行うこととし、都道府県市は、これらの情報を必要に応じ参考として高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の保管・所有状況を確認するとともに、情報収集に努め、また、事業者への必要な指導等を行うものとした。

第三 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の二第五項第一号イ及びロ並びに第十二条の七第五項第一号に規定する環境大臣が定める産業廃棄物の制定」

産業廃棄物処理施設の技術上の基準（第12条の2第5項第1号）及び同施設の維持管理の技術上の基準（第12条の7第5項第1号）について、燃焼ガスに係る温度を850°C以上とする焼却施設の処理対象となる産業廃棄物を別途告示により定めるとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の技術上の基準に係る規定について所要の改正を行った。

なお、今般、無害化処理認定制度の対象に追加したP C B濃度が5,000mg/kgを超える100,000mg/kg以下の可燃性の汚染物等については、燃焼ガスに係る温度は1,100°C以上であり、本改正によって変更となるものではないことに留意されたい。これは、これまで、無害化処理認定制度の下で実施してきたP C B濃度が5,000mg/kgのP C B廃棄物については、燃焼ガスに係る温度を850°C以上としているが、今般実施した焼却実証試験では、これよりも濃度が高いものを対象としたことから、より確実に1,100°C以上の高温で焼却処理させることとしたためである。

第四 P C B特別措置法施行規則及び無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物の一部改正

P C B特別措置法施行規則第4条第1項に規定する高濃度P C B廃棄物の基準及び第7条第1項に規定する高濃度P C B使用製品の基準を以下のとおり変更した。これにより、各項第1号及び新たに第2号に規定するP C B濃度が100,000mg/kg以下のP C B廃棄物は、新たに低濃度P C B廃棄物となる。なお、新たに各項第3号となる金属、ガラス又は陶磁器その他ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入されたものについて変更はない。

【高濃度P C B廃棄物の基準となる数値】

一 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずその他ポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだ物が廃棄物となったもの	当該廃棄物のうちポリ塩化ビフェニルを含む部分 <u>一キログラム</u> につき十万ミリグラム
二 廃プラスチック類のうち、ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入されたもの	当該廃プラスチック類 <u>一キログラム</u> につき十万ミリグラム
三 金属くず、ガラスくず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入された物が廃棄物となったもの	当該廃棄物に付着し、又は封入された物 <u>一キログラム</u> につき五千ミリグラム

【高濃度P C B使用製品の基準となる数値】

一 紙、木又は繊維その他ポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだ製品	当該製品のうちポリ塩化ビフェニルを含む部分 <u>一キログラムにつき十万ミリグラム</u>
二 プラスチックにポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入された製品	当該製品 <u>一キログラムにつき十万ミリグラム</u>
三 金属、ガラス又は陶磁器その他ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入された製品	当該製品に付着し、又は封入された物 <u>一キログラムにつき五千ミリグラム</u>

また、無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物第2号口に規定する汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず及び同号ハに規定する廃プラスチック類について、無害化処理に係る特例の対象となるものを、1kgにつき100,000mg以下とする旨変更した。

これにより、新たに低濃度P C B廃棄物となるP C B濃度が5,000mg/kgを超える100,000mg/kg以下の可燃性の汚染物等は、第一の認定又は許可がなされた後、無害化処理認定施設又は許可施設において処理が行われることとなるため、その旨これらの保管事業者へ指導されたい。また、これらが現にJ E S C Oに登録等されている場合、無害化処理認定施設又は許可施設での処理が可能であることを保管事業者において確認後、J E S C Oにおいて登録等を解除する手続を行い、無害化処理認定事業者又は許可事業者と処分委託契約を締結していただくこととしている。

第五 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則第四条第二項及び第七条第二項の規定に基づき環境大臣が定める方法の一部改正

高濃度P C B廃棄物及び高濃度P C B使用製品の判断において環境大臣が定める検定方法において規定する、金属くず等以外のP C B廃棄物及びP C B使用製品の基準値を、試料当たりのP C Bの割合が100,000mg/kg超であることとする旨変更した。

第六 その他

1 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画は、基本計画に即して定めることとされているところ、本制度改正を踏まえ、必要に応じ、本処理計画を変更するよう努められたい。

2 ガイドラインの改定

本制度改正を踏まえ、「低濃度P C B廃棄物の処理に関するガイドライン－焼却処理編一」及び「低濃度P C B廃棄物収集運搬ガイドライン」についても併せて所要の改定を行ったので参考にされたい。

(以上)

